

出石
城下町伝建
かわら版

平成 21 年 4 月 10 日発行 編集／豊岡市教育委員会（文化振興課：TEL0796-23-1160、出石分室：TEL0796-21-9029）

吹屋伝建地区視察研修会

輝く「選定30年」の活動と歴史的まちなみ

出石まちなみ保存会では3月4日、岡山県高梁市の吹屋（ふきや）伝建地区へ17名で視察研修に行ってきました。

現地では重伝建地区¹選定30年を迎え、保存整備が進んだ歴史的まちなみを堪能しました。また、地元「吹屋町並保存会」の会長さんからこれまでの長い活動経過やまちなみ保存への熱い思いなどを聞かせていただきました。

参加された方からは、「とても参考になった。課題も感じたが、出石が見習いたい取り組みも多くあった。」との声も聞かれ、大変有意義な研修会となりました。



ベンガラの製造販売で財をなした老舗商家の旧片山家住宅。平成16年度に修理され、平成18年12月に国の重要文化財に指定された吹屋のシンボリック建物。

吹屋伝建地区のあれこれ…

岡山県西部の高梁市にある吹屋伝建地区は海拔550mの高原に位置し、かつては「我が国三大銅山の一つ」と呼ばれるとともに、「日本一のベンガラの町」として知られる鉾山町です。

昭和47年に閉山となりましたが、赤褐色の釉薬瓦を載せるとともに軒裏まで塗り込めた屋根やベンガラ塗りの格子など、堂々とした独特の建物意匠が特徴です。かつての吹屋街道の両側に軒を連ね、周囲の山々の自然環境と一体となって格調の高い歴史的な趣（おもむき）を醸し出しています。

- 昭和52年に国の重要伝建地区に選定
- 地区内人口：62人、世帯数29戸
- 地区内建物数：225棟（伝統的建造物（特定物件）：80棟）
- これまでの伝建事業における修理修景事業費：約7億円
- 空家管理：隣近所の方が鍵を預かって空気の入れ替えを行ったり事業に活用している

【ベンガラ（弁柄）】

赤色顔料の一つ。主成分は酸化鉄。塗料・油絵の具などに用いられ、出石の建物にも外観木部に塗られています。

¹ 重伝建地区：重要伝統的建造物群保存地区。市町村が定めた伝建地区のうち、「我が国にとってその価値が特に高い」として国が選定した地区。現在83地区あり、出石は全国80番目、吹屋は全国8番目の選定。

参加者の感想

青山 克治さん（出石まちなみ保存会 副会長）

電柱がないのがきれいな景観に貢献していて大変よかった。中国電力の好意で電柱を移設してもらったとのことだが、出石はどうするのがよいでしょうか。また、吹屋は伝統的建造物が密集、連たんしているけれど、出石は重要な伝統的建造物は点在しています。それを今後どのように整備していくかが課題と思います。



キャッチフレーズは「銅と弁柄（ハッガウ）の里」。出石の格子などのベンガラも吹屋産のもの？

田中 純一さん（保存会監事、20年度伝建審議会 会長）

出石まちなみ保存会初めての視察研修（吹屋伝建地区）に参加でき、歴史の重さに感動しました。伝建地区現在の世帯数29戸、人口は62人と、わが魚屋区の半分くらいですが、30年間で119件、7億円の事業費でかなり整備されました。さすが伝建地区の大先輩だと感じました。

30年の歴史の中で問題点も出てきているようで、出石の今後の取り組みに大いに参考になると思われます。まず、建物の40%が不在家屋ということ。いろいろと空き家の有効利用が進められているようですが、出石でも空き家が増えたり、今後さらに増えていくと思われ。

つぎに資金の調達に苦労されているようです。保存会の活動を活発にするには資金が必要ですが、出石の場合、7万円だけでは視察研修だけしかできません。

つぎに家屋の保存活動は、今後年間数件は事業がされていくと思われませんが、建物以外の道路、水路、そして電柱の地中化等も伝建地区にふさわしいものに整備していくことが必要です。これは是非公共事業でしていただかなければなりません。

伝建地区の保存が観光目的でなく、地域に住む住民が誇れる住みよいまちづくりを考えていくことが大切だと思います。視察研修で多くのことを学びましたが、今後まちなみ保存会に活かしていきたいと思っています。



電柱、電線のない景観は、歴史的まちなみをさらに魅力的に！

大橋 直人さん（20年度伝建審議会 副会長）

近くでは生野町に見られる様に産業構造の変化によって生じた街の衰退を形として見る事が出来ました。観光産業以外に活性の方法がなかったのかと改めて感じさせました。高齢化率が55%を超え、空き家が多くて生活感に乏しい感じがしました。伝建事業として補助金を支払うのであれば、さらなる活用が求められるのではないかと感じました。

空き家の管理については、我々も参考に出来る点があり、今後の出石町の空き家の活用、管理に活かして行くべきだと感じました。



空き家も多いようですが、30年かけて保存整備されたまちなみは、やはり大変魅力的でした。

吹屋の意匠 (装飾・デザイン)

～光る地域の個性～

覚山 徳太郎さん

「ベンガラ町」とのこと、まち全体が赤いベンガラ色かと思っていたが、そうでもありませんでした。説明では「壁土にベンガラを入れているのは1棟か2棟で、そのほかの壁は赤土自身の色」とのことでしたが、この赤土の壁の色は出石の建物の土壁の色ととてもよく似ているように思いました。

左は壁土にベンガラを混ぜてある赤い外壁。

「吹屋＝赤い土壁」のイメージが強いのですが、ほとんどの建物の壁の「赤」は壁土自体の色で、ベンガラが混ぜられている壁土はこの写真の建物を含め1、2棟しかないとのこと。以前はその事実が不明だったため、伝建の修理事業において壁土にベンガラを混ぜていたこともありましたが、現在の修理事業ではベンガラを混ぜない壁土で修理されているとのことでした。イメージで修理するのではなく、伝統的建造物の“オリジナルにこだわる”ことが大切なのですね。



山下 純二さん (出石建築組合長)

出石まちなみ保存会で初めて視察研修に参加して感じたことは、吹屋伝建地区はどの家を見ても下屋に丸桁（まるげた）がありました。

また、母屋鼻を土壁で塗り込めているものや、他にはベンガラ入りの赤い外壁や、吹屋独特の格子戸、軒の低さなど、吹屋でしか見られない固有の建物も出石とは異なる特徴がありました。



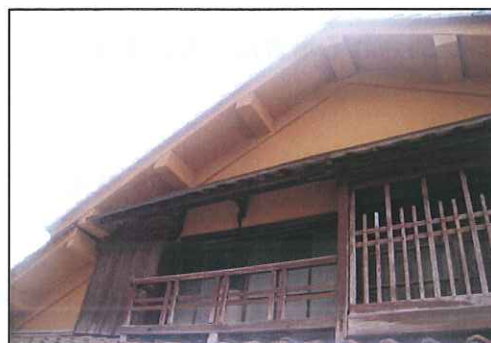
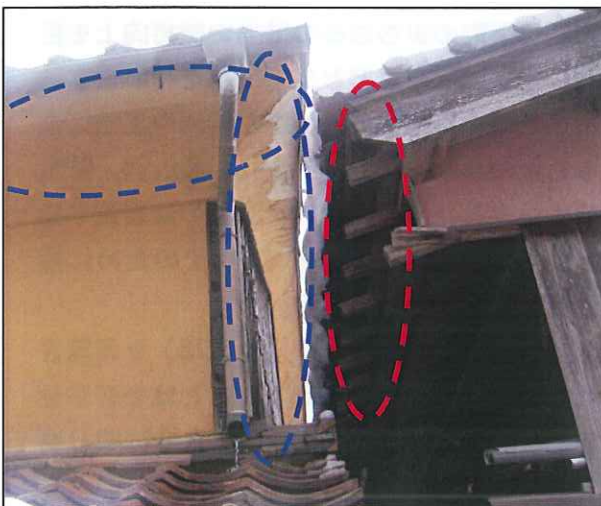
太い丸桁により、いっそう重厚感が増しています。この建物は間口が広いので、途中で丸桁が継いでありました。



宮下 悟さん (出石建築組合 顧問)

母屋鼻（もやばな）（妻側に飛び出ている屋根材の先）を土壁で塗り込めている仕上げや吹屋独特の格子戸、軒の低さなど、吹屋は吹屋で出石とは異なる特徴があり、建物もその地域ごとの特徴があることがよくわかりました。

右が全国的に一般的な建物。○部分の垂木（たるぎ）がそのまま見えます。左が吹屋に多い建物。○部分の垂木や母屋が土壁と同様に塗り込められています。



母屋鼻が塗り込められている屋根。手すりや格子も出石の意匠とは異なり、地域によってそれぞれ特徴があることがわかります。

福岡 隆夫さん（出石まちなみ設計士会 事務局長）

以前来たときの印象はもっと赤いイメージでありました。あれから格子のベンガラが薄くなったのかも。一見した活気の無さは変わってないと思います。たぶん吹屋は指定された時点で朽ち掛けてはいたが昔のまま残っていたのだと思います。だから大きな整備費用を掛けることなくここまで進んでこれたと思われま。

出石はもっと生活感が表面に出ていて活気があります。それは統一感が無い中である程度の規則に従って、制約を感じながらもそれ

それが頑張っているからです。伝建地区に指定され今後統一された町並みが出来るのは良いですが、整然とした静かな町にならないようにしたいです。

「空家は個人の所有物」というだけでは無く「町並み維持のため共有するもの」という考えは大変参考になりました。不動産価値が高いため商売が優先しがちな出石で、どこまで「建物外観を共有する」という意識を共有化出来るでしょうか？



手が届くほど低い軒の家も。（この建物は道路が高くなったせいもあります。）



格子も“吹屋らしさ”の個性が光ります。個性があるから魅力的なのですね。

三木 庄一さん

大変良いまちだったというのが第一印象。古い建物は空き家になっても保存して後世に残すことが大切と感じました。

今回は参加された方から非常に多くの感想をいただきましたので、全員分を一度に掲載することができませんでした。続きは次号に掲載しますのでお楽しみに！

平成22年度伝建（修理・修景）事業 希望者は6月末までに保存会へ

平成22年度（来年度）に市からの補助金の交付を受けて修理・修景工事を行うことを希望される方は、6月末までに「出石まちなみ保存会」の地区役員（区長）さんに連絡する必要があります。

連絡していただく内容は、工事の範囲と概要（正面だけか家全体か、屋根だけか基礎からの修理か、など）だけでよろしいです。

ただし、希望を連絡される場合は、右の事項にご注意願います。

希望される方は、区長さんに連絡されるまでに市教育委員会出石分室までご連絡・ご相談ください。

TEL：0796-21-9029

- 補助金交付の可否は文化庁、県、市の予算の範囲で行います。そのため、希望されても補助金を受けられないことがあります。
- 出石城下町のまちなみの魅力の維持向上を目的に文化財保存事業として工事を行います。そのため、伝建事業は特別な材料や工法によることもあり、また設計士への設計料・監理料もかかるため、一般的な家屋の修理費や建築費よりも高額になります。（そのために補助金交付制度があります。）
- 事業実施（補助金を受けての工事）を希望されると、原則として辞退することはできません。（やむを得ないときでも7月中に限ります。）